

# 地域包括支援センター 担当地区一覧

## 【西部】

### あさひ

電話：27-8880

旭町4番12号  
(函館総合在宅77センターあさひ内)

入舟町	船見町	弥生町
弁天町	大町	末広町
元町	青柳町	谷地頭町
住吉町	宝来町	東川町
豊川町	大手町	栄町
旭町	東雲町	大森町

## 【東中央部第1】

### ゆのかわ

電話：36-4300

湯川町1丁目15番19号

川原町	深堀町	駒場町
湯浜町	湯川町1~3丁目	
花園町	日吉町1~4丁目	

## 【北東部第2】

### 亀田

電話：40-7755

昭和1丁目23番8号

美原1~5丁目	赤川1丁目
亀田中野町	赤川町
北美原1~3丁目	石川町
昭和1~4丁目	

## 【北部】

### よろこび

電話：34-6868

桔梗1丁目14番1号  
(ニホ型介護医療院喜郷内)

浅野町	吉川町	北浜町
港町1~3丁目		追分町
桔梗1~5丁目	桔梗町	
亀田町	西桔梗町	昭和町
亀田本町	亀田港町	

## 【中央部第1】

### こん中央

電話：27-0777

松風町18番14号

松風町	若松町	千歳町
新川町	上新川町	海岸町
大縄町	松川町	万代町
中島町	千代台町	堀川町
高盛町	宇賀浦町	日乃出町
的場町	金堀町	広野町

## 【東中央部第2】

### たかおか

電話：57-7740

高丘町3番1号  
(介護老人福祉施設サライト百楽園内)

戸倉町	榎本町	上野町
高丘町	滝沢町	見晴町
鈴蘭丘町	上湯川町	銅山町
旭岡町	西旭岡町1~3丁目	
鱒川町	寅沢町	三森町
紅葉山町	庵原町	亀尾町
米原町	東畑町	鉄山町
蛾眉野町	根崎町	高松町
志海苔町	瀬戸川町	赤坂町
銭亀町	中野町	新湊町
石倉町	古川町	豊原町
石崎町	鶴野町	白石町

## 【東部】

### 社協

電話：82-4700

館町3番地1  
(函館市戸井支所内)

戸井地区  
恵山地区  
榎法華地区  
南茅部地区

## 【中央部第2】

### ときとう

電話：33-0555

時任町35番24号  
(こんクリニック時任内)

大川町	田家町	白鳥町
八幡町	宮前町	時任町
杉並町	本町	梁川町
五稜郭町	柳町	松陰町
人見町	乃木町	柏木町

## 【北東部第1】

### 西堀

電話：78-0123

富岡町3丁目12番25号

富岡町1~3丁目  
中道1~2丁目  
鍛冶1~2丁目

## 【北東部第3】

### 神山

電話：76-0820

神山1丁目25番9号

山の手1~3丁目	亀田大森町
本通1~4丁目	水元町
陣川1~2丁目	陣川町
神山1~3丁目	神山町
東山1~3丁目	東山町

お住まいの地区の  
地域包括支援センターを  
ご利用ください。



# 函館市

## 中学生学習支援等事業



### 中学生学習支援等事業とは？

経済的な事情等により学習塾などに通えない市内の中学生を対象に、高校進学のための学習支援や居場所の提供等、子どもの将来の社会的自立を推進する取り組みを実施することにより、貧困の連鎖を防止することを目的とした、生活困窮者自立支援制度に基づく事業です。

(民間事業者に委託して事業を実施しています。)



### 対象

以下の(1)または(2)のいずれかの世帯に属する、市内在住の中学生とその保護者

(1) 生活保護世帯

(2) 生活困窮世帯(次のいずれにも該当)

- ① 地域包括支援センター(自立相談支援機関)の相談支援を利用しているまたは利用する予定である
- ② 児童扶養手当または就学援助を受給している、もしくは住居確保給付金における収入要件および資産要件に該当している



### 事業内容

週1回の学習支援事業者による学習支援のほか、自立相談支援機関(生活保護世帯はケースワーカー)による生活面の相談支援等を行います。

- (1) 学習支援  
高校進学に向けた学習支援や学習習慣の定着、学習意欲の向上を図ります。
- (2) 居場所の提供  
日常生活習慣の形成、社会性の育成に資する安心して通うことができる居場所の提供を行います。
- (3) 進路相談等  
個別の進路相談や進学に必要な奨学金等の情報提供を行います。
- (4) 保護者に対する支援  
子どもの生活習慣や育成環境の課題に応じて、関係機関と連携を行います。



### お問い合わせ・申込先

#### 函館市保健福祉部地域包括ケア推進課福祉拠点担当

住所：函館市東雲町4番13号(函館市役所本庁舎2階)

電話：0138-21-3090

〈受付時間 平日 8:45~17:30〉

申込の流れは  
内面をチェック!



## 支援期間

支援開始日から当該年度の3月31日まで

## 実施場所

教室名	住所	電話番号	委託事業者
みかん箱ジュニア	函館市末広町9-9 カルチャーセンター臥牛館	86-6705	株式会社 ヒトコチ 函館市末広町9-9 <a href="https://www.hito.co.jp">https://www.hito.co.jp</a>
ライオンズ学習塾	函館市赤川1丁目23-6	76-8125	合同会社 ヒルズ社 函館市富岡町2丁目16-5 <a href="https://hills-design.coolblog.jp/atelier-hills/">https://hills-design.coolblog.jp/atelier-hills/</a>
ヒルズ学習塾	函館市山の手1丁目1-12 アソスト函館ヒルズA館305	85-6266	
ITTO個別指導学院 五稜郭校	函館市本町29-10	85-6366	
ITTO個別指導学院 昭和校	函館市昭和1丁目29-5	85-6366	
ITTO個別指導学院 本通校	函館市本通2丁目30-14	85-6366	ファーストナレッジ 株式会社 函館市本町29-10 <a href="https://first-knowledge.com/">https://first-knowledge.com/</a>
ITTO個別指導学院 湯の川校	函館市湯川町2丁目37-5	85-6366	
リエンススクール	函館市本町29-10	76-4174	

## Q&A

Q. 生活困窮者自立支援制度とは何ですか。

A. 平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行う制度です。

Q. 生活困窮者自立相談支援事業とは何ですか。

A. さまざまな理由により生活に困っている方の自立（経済的自立・日常生活自立・社会生活自立）に向け、相談支援員が相談内容の生活の状況や課題を解きほぐしながら、課題の解決に向けてどのような支援が必要かを一緒に考え、支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。

Q. 面談を受けてからでなければ利用できないのですか。

A. ご家庭のご要望や生活状況、成績の状況等を確認させていただき、適切な支援を実施したいと考えておりますので、必ず面談を受けてからご利用ください。

Q. きょうだいや友達と一緒に利用したいのですが可能ですか。

A. ご友人が対象者であればご利用が可能です。ただし、きょうだいであっても、ご友人であっても、定員の関係等により同じ実施場所とならない場合があります。予めご了承ください。

## 申込から支援開始までの流れ

### ●生活保護世帯の場合

- ・ 担当ケースワーカーへ利用希望についてお伝えください。
  - ・ 申込書・同意書は、担当ケースワーカーから受け取ってください。
  - ・ その後の流れは、下記のとおりとなっております。
- ※ ③初回面談時の自立相談支援機関の職員の同席はありません。

### ●生活困窮世帯の場合

#### ① 書類提出による利用申込

- ・ 申込書および同意書等に必要事項を記載し、必要な書類を添えて、函館市保健福祉部地域包括ケア推進課福祉拠点担当へ提出ください。
- ※ 申込書等様式については、本庁舎2階地域包括ケア推進課福祉拠点担当または各地域包括支援センターに設置しています。

#### ② 利用承認のお知らせ

- ・ 利用承認・不承認について市から文書にてお知らせいたします。
- ※ 市では申込内容に基づき、塾へ教室の空き状況の確認や受入準備のための情報提供をします。
- ※ 申込多数の場合は抽選となることがあります。
- ※ 書類の不備等により確認が必要な際、市から連絡する場合があります。連絡が取れない状況が続いた場合は、やむを得ず不承認となる場合があります。

#### ③ 初回面談の実施

- ・ 利用承認の場合は、塾から保護者あてに初回面談の日程調整の連絡があります。
- ・ 塾の教室にて保護者と利用するお子さまと塾の職員との初回面談を行い、ご家庭のご要望等について確認を行います。
- ・ 初回面談では、お子さまの学習計画のほか、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援の実施のため、自立相談支援機関の職員が同席し、ご家庭の家庭状況等の聞き取りを通じて、学習支援等の支援内容を盛り込んだプランを作成し、包括的・継続的な相談支援を行います。

## 申込時に必要なもの

- 1 函館市中学生学習支援等事業利用申込書
- 2 同意書
- 3 函館市中学生学習支援等事業初回面談確認書 ※生活保護世帯は不要
- 4 添付書類（以下のいずれかの写し）

- ・ 生活保護世帯：生活保護受給票
- ・ 児童扶養手当の支給を受けている世帯：児童扶養手当証書
- ・ 就学援助を受けている世帯：就学援助（準要保護児童生徒）の認定について（通知）
- ・ 住居確保給付金における収入要件および資産要件に該当している世帯：世帯員全員の収入および資産が確認できる書類（通帳の写し等）